HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	商標類否の判断基準に対する一考察 : 裁判例に基づく商標類似性に対する分析［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	許, 清
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12344号
Issue Date	2016-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62601
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Xu_Qing_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称　博士（法学）　氏　名　　許　　清

審査担当者
主　査　　教　　授　　田　村　善　之
副　査　　教　　授　　吉　田　広　志
副　査　　教　　授　　嶋　　拓　哉

商標類否の判断基準に対する一考察
－裁判例に基づく商標類似性に対する分析－

商標の類似性に関しては、裁判例の数が膨大であり、これまで邦語文献で裁判例を包括的に検討したものは極めて少なく、本論文のレベルで裁判例を渉猟したものは、前世紀の最後にだされたもの一件を数えるに止まる。本論文は、最近にいたるまでの商標類否に関する裁判例を丹念に追っており、それだけでも貴重な文献ということができる。くわえて、裁判例の傾向について、外観、称呼、観念の 3 点セットを中心に考える時期から、取引の実情を限定的に考慮する時期、出所の混同をターゲットに積極的に取引の実情を考慮する時期、その揺り戻しというように、時期毎に主流を占める裁判例に変遷があると分析している。裁判例における取引の実情の採否の変化に関しては、これまでも指摘されていたところであるが、取引の実情が積極的に考慮される以前から、3 点セットとの関係で、取引の実情の顧慮の仕方について裁判例に動きがあったことを、判決の渉猟により明らかにするなど、包括的な裁判例研究ならではの成果も上げている。

解釈論への結び付けに関しても、登録阻却の場面に関する 4 条 1 項 11 号・15 号、商標権侵害の場面に関する 37 条という場面の違いに応じて、また特許庁と裁判所の能力や収集しうる資料に応じて、さらには特許庁内でも審査段階と、異議申し立て、審判段階のそれぞれの特質に応じて、つまりプロセスを意識して運用や取扱いを違えるべきことを主張しており、正鵠を射た分析であると評価できる。

その反面、要件事実に関する近時の学説を持ち出し、そこに依拠して自説に結び付けているくだりは、もともと当該学説が筆者が主張するプロセス的な解釈論、運用論を意識していないこともあって、論文全体の論旨との噛み合わせが良いとはいえないところがあるが、その点は、当該学説がつい最近提唱されたものであることもあって、その評価がまだ定まったものではないというところもあり、今後の議論の進展を踏まえた分析は将来の課題であるということができよう。

総じて、迫力のある裁判例の分析がなされており、穏当な解釈論が展開されていることに鑑み、審査委員全員の一致をもって博士号取得に値すると判断した。